

学校選択制の概要

1. 学校選択制とは

大阪市では、市立の小・中学校に入学する場合、通学区域により住所地で入学する学校(以下、「指定校」という)が決められています。

学校選択制は、**小・中学校に入学する際の1回のみ、指定校以外の学校を希望により選択できる制度**であり、各学校が受け入れ可能な人数の範囲内であれば、希望する学校に入学することができます。

これは、子どもや保護者が自ら学校を選ぶことにより、学校や教育活動により一層の興味や関心を持っていただく制度として導入しているものです。

ただし、これまでどおり、お住まいの通学区域(いわゆる地元)の学校には、必ず入学することができます。

2. 学校選択の対象者

令和8年度に東成区内の市立の小・中学校に入学予定の区内在住の方(転入者含む)で、3ページに記載している提出期限までに「学校選択制希望調査票」を提出できる方が対象になります。

3. 選択できる学校の範囲

東成区では、

小学校・・・**通学区域**もしくは**隣接する校区の市立小学校**から選択できます。

隣接する校区の市立小学校は6ページを、校区図は8ページをご覧ください。

中学校・・・**区内の市立中学校**から選択できます。

(小・中学校共に第2希望まで選択可能です。)

4. 通学区域の優先

各学校ともお住まいの通学区域(校区)に居住する児童・生徒の入学が優先されます。

5. 学校選択制に関する個別相談会

本冊子「学校案内」(P16「よくあるご質問」等)をご覧ください。うえて、東成区の学校選択制についてご不明点のご説明をさせていただきます。(お一組様 30分程度)

【第1回】令和7年9月8日(月)14:00～19:00

東成区役所3階 301会議室

【第2回】令和7年9月10日(水)14:00～19:00

東成区役所地下1階 B102・103会議室

事前予約はこちらから



大阪行政オンラインシステムより事前予約が必要です。【予約受付期間：～令和7年9月4日(木) 23時】

なお、お電話によるお問い合わせには随時対応させていただきます。

◆手続きに関するお問合せ：06-6977-9963(窓口サービス課(住民情報))

◆個別相談会及び制度に関するお問合せ：06-6977-9743(市民協働課)

※各学校の説明会ではありませんのでご注意ください(各学校の説明会はP9～10参照)。

※通学区域外からの受入可能人数や抽選の有無等については、個別相談会時点では確定していないためお答えできません。

学校選択制の概要

6. 学校選択制希望調査票の提出

同封されている「学校選択制希望調査票」については、下記の提出期限までに必ず提出してください。

提出期限までに届かなかった場合及び提出されなかった場合は、お住まいの通学区域の小・中学校への就学(指定校)となります。

【提出期限】 **郵送** 令和7年10月31日(金) **必着**

持参 令和7年10月31日(金)17時30分まで

【提出先】 〒537-8501 東成区大今里西2丁目8番4号

東成区役所窓口サービス課(住民情報)(1階16番窓口)

※とりわけ国立・私立・特別支援学校を希望している場合でも、結果によって、「学校選択制」を利用する際には、希望調査票の学校選択制希望欄に希望する学校名を記載する必要があります。なお、記載がない場合につきましては、お住まいの通学区域の小・中学校が希望選択校として指定されることになりますのでご注意ください。

7. 一次結果の公表

希望調査結果を全員に郵送にて通知いたします。また、各学校への希望状況を集計し区役所のホームページにて公表いたします。(通知・公表共に、11月上旬予定)

8. 希望校の変更期間

希望調査の一次結果を踏まえ、下記のとおり、**受付期間中、1回に限り学校選択制希望校を変更することができます。**この期間以降は変更できませんのでご注意ください。

【受付期間】 令和7年11月14日(金)から20日(木)まで

【受付時間】 9時00分から17時30分まで

【受付場所】 **東成区役所窓口サービス課(住民情報)(1階16番窓口)**

※郵送や電話での受付はできません。また変更状況のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

9. 二次結果の公表

希望校の変更期間終了後に、最終希望者数を確定します。通学区域外の学校を希望された方に対し、抽選実施の有無について、郵送にて通知いたします。また、その内容については、区役所のホームページで公表いたします。(通知・公表共に、12月上旬予定)

10. 抽選の実施

希望者数が学校の受入可能人数を超えた場合は、公開抽選により入学者を決定します。ただし、通学区域内の児童・生徒は必ず就学できます。

学校選択制の概要

区における学校選択制の抽選に先立ち、小中一貫校の抽選を行い、その抽選結果を反映し、区において抽選を実施します。(小中一貫校については、51ページをご覧ください)

また、抽選は区役所職員が公正公平に行いますので、必ずしも本人・保護者が立ち会う必要はありません。また、その場合でも不利になることはありません。

なお、**希望校に当選した場合は、指定校へ戻ることはできません。**

【小中一貫校の抽選日】 令和7年12月3日(水)

【東成区の抽選日時】 令和7年12月8日(月)午前10時～

【抽 選 会 場】 東成区役所 地下1階 B102・103会議室

※第1希望者のみで受入可能人数を超えた場合は、第1希望者のみで抽選を行い、第2希望者の受入はございません。

※第2希望まで抽選を行った結果当選とならなかった場合は、第1希望の学校で補欠として順位を付けるため抽選を行います。入学予定者の転出、私立学校への入学等により、希望校の受入可能な人数に空きが生じた場合には、補欠順位に従って繰り上げを行います。

11. 抽選結果の公表

抽選対象者への抽選結果の通知は、**12月下旬に郵送する「就学通知書」をもって、抽選結果の通知**とします。

抽選の結果、補欠となった児童・生徒の保護者には、別途「補欠順位通知書」「補欠登録辞退届」を送付します。補欠登録を辞退する場合は、速やかに「補欠登録辞退届」を提出してください。

なお、抽選結果は抽選日以降に区役所に掲示するとともに、区役所のホームページで公表いたします。

12. 補欠登録者の繰り上げ・辞退受付

補欠登録者の繰り上げは、抽選実施後、**小学校は令和8年2月6日(金)まで、中学校は令和8年2月13日(金)まで**とし、この日までの変動要因を反映して最終繰り上げを行います。

繰り上げで当選された方へは、希望校へ就学することの意思確認を行ったうえで、「就学通知書」を交付いたします。

また、補欠登録を辞退し、指定校への入学を希望する方は、東成区役所 窓口サービス課(住民情報)(1階16番窓口)へ補欠登録辞退届を提出してください。

13. 区内の市立小・中学校へ入学されない方

私立・国立小中学校や特別支援学校への入学が決定した方、東成区から転出することが決まった方は、速やかに東成区役所 窓口サービス課(住民情報)(電話：06-6977-9963)までご連絡ください。

なお、**私立・国立小中学校への入学が決定した方は、学校から交付された「入学許可書」(原本)をご持参**のうえ、東成区役所 窓口サービス課(住民情報)(1階16番窓口)にて指定学校外就学の届出をお願いします。

抽選で補欠登録となった方が繰り上げ当選を待たれています。また、小・中学校の学級編成を正確かつ円滑・迅速に行うためにも、ご協力をお願いいたします。

学校選択制の概要

14. 選択に際しての留意事項

- 学校選択制で学校を選択できるのは、小・中学校へ入学する際の1回のみです。

重要

- 通学区域以外の小学校を希望し、指定校となっても、その校区の中学校に進めるものではありません。中学校進学の際、再度学校を選択し、本制度に従っていただく必要があります。

- 東成区外へ転出された場合は、選択の希望、当選、補欠登録は無効となります。
- 「希望調査票」を提出後、学校選択希望校の変更受付期間最終日(令和7年11月20日(木))までに転居のお届けをされた場合は、再度「希望調査票」を提出していただきます。提出がない場合は転居先の住所地の通学区域の学校が指定校となります。
- 学校選択希望校の変更受付期間最終日(令和7年11月20日(木))以降に転入及び転居のお届けをされた場合は、選択範囲の学校のうち、受入に余裕のある学校から選択可能です。ただし、通学区域内の児童・生徒だけで教室不足になる可能性があり、受入ができない学校や希望調査の結果、抽選を実施する学校は選択できません。
- 架空の住民票の異動など虚偽の申請や申請の理由が消失した場合は、住所地の通学区域の学校へ通学していただくことになりますのでご注意ください。
- 20ページから49ページまでに各小・中学校紹介として各学校の概要を掲載しております。各学校の詳細については、各学校のホームページもご覧ください。(20ページ以降にQRコードを掲載しています。)

重要

- 通学については原則徒歩で、**自転車通学は禁止**です。校区外からの通学の安全については保護者として責任を持っていただく必要があります。通学経路や通学時間等を考慮し、卒業まで無理なく通学できる学校を選択してください。
- 教員の人事異動等により部活動の内容変更や部活動の継続が困難になることがありますので、ご本人を含めご家族でよく相談し、慎重に学校を選択してください。
- 学校公開や学校説明会で学校を訪問される際は、本冊子「学校案内」を必ずご持参ください。各学校において、本冊子「学校案内」は配付しておりません。

ご注意

学校選択制で通学区域外の小学校を選択された皆様へ

中学校進学時も、再度学校を選択していただく必要がありますので「希望調査票」を必ずご提出ください。

※選択されなかった場合はお住まいの通学区域の中学校への進学となります。